

令和7年度 大月町会計年度任用職員登録制募集要項

会計年度任用職員とは、一会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

町では年度途中に生じた欠員や業務繁忙期に備え、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき業務が発生した際に選考する、会計年度任用職員登録制による登録希望者を募集します。

登録された方全員が採用されるとは限りませんのでご了承下さい。また採用されるまでの期間について、他の求職活動等に制限はありません。

○登録資格

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・大月町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○申込方法

大月町会計年度任用職員登録制申込書兼履歴書、資格を必要とする職種を希望する場合は、有資格者である証明書(写)または取得見込みの証明等を添付し、大月町役場 総務課総務係まで持参または郵送してください。

○試験の方法

年度途中に欠員等が発生した際、登録者台帳から書類選考後、面接等を行います。

選考結果は募集(面接)を行った所属から受験者に通知します。

○勤務条件等について

任期	採用の日から同年度末日までの最長 1 年で、勤務成績が良好な場合は再度の任用をする場合があります。
条件付採用	採用後 1 月（または勤務日が 15 に達する日）までは条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項 第 1 号（パートタイム会計年度任用職員） 第 2 号（フルタイム会計年度任用職員）
勤務日	原則週 5 日（月曜日～金曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの勤務はありませんが、勤務場所により異なる場合があります。
勤務場所・時間・内容・給与等	職種等により異なります。詳細は別紙募集一覧によります。（勤務場所によりシフトによる変則勤務が有ります。）
諸手当	通勤に係る費用は距離・通勤方法に応じて支給されます。期末手当は、支給条件に応じて支給されます。勤務条件により退職手当の支給があります。
休暇	年次有給休暇と特別休暇(有給と無給)が付与されます。ただし年度途中で採用された場合は、採用された月によって日数が異なる若しくは付与されない場合があります。
社会保険等	加入要件を満たす場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	非常勤職員の公務災害補償制度、労働者災害補償保険等が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の根本基準、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、兼業禁止※パートタイムを除く）

○注意事項

- ・提出された書類等は一切返却できません。
- ・申込書兼履歴書等に含まれる登録希望者の個人情報、選考以外の目的には使用しません。が、会計年度任用職員採用者の個人情報については人事情報として使用します。
- ・履歴書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は任用を取り消します。
- ・その他、ご不明な点等ありましたら総務課総務係まで電話等でお問い合わせください。

■お問い合わせ・書類提出先

住所 〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230 番地
担当 大月町役場総務課 総務係（TEL 0880-73-1111）